

II 連結における事業年度の開示事項 ~定性的な開示事項~

1 連結の範囲に関する事項

1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範団に含まれる会社との相違点

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範団から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範団から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス(株)」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配金業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証票資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス(株)が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同項第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

4 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスボージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・格付投資情報センター(R&I)
- ・スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ(Moody's)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいたいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理を行っています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスボージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

II 連結における事業年度の開示事項～定性的な開示事項～

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクspoージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクspoージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・格付投資情報センター(R&I) ・スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ(Moody's)

8 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しています。

9 出資その他これに類するエクspoージャーまたは株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況につ

いては、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

10 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」とび「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。

期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法

資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正値の場合はゼロとして合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度末の開示からの変動はありません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。

(2)その他の金利リスク計測について

①金利ショック

当金庫では、主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

②金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。

また、保有期間にについては、銀行勘定全体のVaR算定期の保有期間は240日(1年)及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定期の保有期間は120日(6ヶ月)としています。

II 連結における事業年度の開示事項 ~自己資本の構成に関する開示事項~

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,883	46,474
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,125	3,089
うち、利益剰余金の額	42,819	43,446
うち、外部流出予定期額(△)	62	61
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	519	479
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	519	479
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	165	126
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	90	65
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	46,657	47,145
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	165	203
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	165	203
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	165	203
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	46,491	46,941
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	338,505	344,134
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,423	△3,095
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,342	△4,033
うち、上記以外に該当するものの額	919	938
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,373	14,473
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	352,879	358,608
連結自己資本比率	13.17%	13.09%
連結自己資本比率((ハ)/(二))	13.17%	13.09%

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用す

る銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保

有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す

るための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています。)

3.用語の説明については、「[1.単体における事業年度の開示事項]」に記載していますのでご参照下さい。(以下の表についても同様です。)

II 連結における事業年度の開示事項 ~定量的な開示事項~

2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
(注)その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ツ ・ 所 要 自 己 資 本 の 額 の 合 計	338,505	13,540	344,134	13,765
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	318,683	12,747	322,997	12,919
現 金	—	—	—	—
我 が 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—	—	—
外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	—	—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—	—
我 が 国 の 地 方 公 共 団 体 向 け	—	—	—	—
外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 門 向 け	241	9	300	12
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—
地 方 公 共 团 体 金 融 機 構 向 け	284	11	283	11
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	1,165	46	1,074	42
地 方 三 公 社 向 け	696	27	417	16
金 融 機 関 及 び 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 者 向 け	36,192	1,447	41,798	1,671
法 人 等 向 け	125,359	5,014	127,447	5,097
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	86,626	3,465	85,415	3,416
抵 当 権 付 住 宅 口 一 ジ ャ	8,961	358	8,683	347
不 動 产 取 得 等 事 業 向 け	22,329	893	22,083	883
3 カ 月 以 上 延 滞 等	975	39	443	17
取 立 未 済 手 形	38	1	37	1
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	1,486	59	1,434	57
株 式 会 社 地 域 経 済 活 性 化 支 援 機 構 等 に よ る 保 証 付	—	—	—	—
出 資 等	2,584	103	2,426	97
出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ	2,584	103	2,426	97
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ	—	—	—	—
上 記 以 外	31,739	1,269	31,150	1,246
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	12,750	510	12,737	509
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	992	39	822	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスボージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスボージャー	14,197	567	13,791	551
②証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ	—	—	—	—
証 券 化 S T C 要 件 適 用 分	—	—	—	—
非 S T C 要 件 適 用 分	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産				
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	23,246	929	24,231	969
ル ッ ク ト ル 一 方 式	23,246	929	24,231	969
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 2 5 0 %)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	919	36	938	37
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△4,342	△173	△4,033	△161
⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中 央 清 算 機 関 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ャ	—	—	—	—
口.オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,373	574	14,473	578
ハ.連 結 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + 口)	352,879	14,115	358,608	14,344

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「上記以外のエクスボージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産、転リースに係るリース投資資産(リース債権)等のリスク・アセットを合計しています。

3.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

4.連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナー及び証券化エクスポートナーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポートナー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポートナー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートナー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポートナー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国 内	710,340	749,052	341,755	352,441	189,543	187,539	0	—	1,303	487
国 外	34,638	34,831	—	—	34,638	34,831	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	744,979	783,884	341,755	352,441	224,181	222,371	0	—	1,303	487
製 造 業	83,022	89,619	51,329	53,940	31,692	35,679	0	—	350	105
農 業 、 林 業	937	819	937	819	—	—	—	—	5	4
漁 業	15	14	15	14	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,533	1,601	1,533	1,501	—	100	—	—	—	—
建 設 業	28,724	31,254	23,846	28,002	4,878	3,251	—	—	28	21
電気・ガス・熱供給・水道業	9,395	10,349	725	579	8,669	9,769	—	—	—	—
情 報 通 信 業	6,697	7,405	367	612	5,329	5,880	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	34,286	34,580	6,800	7,915	27,486	26,664	—	—	1	—
卸 売 業 、 小 売 業	33,231	38,136	22,670	26,512	10,561	11,624	—	—	33	18
金 融 業 、 保 険 業	244,689	268,885	23,077	22,810	59,355	53,029	0	—	—	—
不 動 産 業	49,119	47,096	40,212	36,214	8,906	10,882	—	—	569	72
物 品 貸 貸 業	6,567	9,346	3,162	3,161	3,404	5,808	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	2,484	3,249	2,254	2,699	230	550	—	—	0	—
宿 泊 業	72	152	72	152	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	2,810	4,212	2,810	4,212	—	—	—	—	18	9
生活関連サービス業、娯楽業	3,018	3,686	2,317	2,885	700	800	—	—	—	54
教 育 、 学 習 支 援 業	1,102	1,204	1,102	1,104	—	100	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	10,054	10,486	10,054	10,486	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	7,327	7,469	7,176	6,935	150	534	—	—	10	5
国・地方公共団体等	87,905	81,135	25,090	23,439	62,815	57,696	—	—	—	—
個 人	116,031	118,272	116,031	118,272	—	—	—	—	284	195
そ の 他	15,951	14,905	166	168	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	744,979	783,884	341,755	352,441	224,181	222,371	0	—	1,303	487
1 年 以 下	188,615	174,661	40,165	33,476	20,133	21,143	0	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	79,065	124,556	17,798	17,652	39,598	41,825	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	73,432	68,959	31,167	30,689	42,127	38,152	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	55,216	56,595	30,847	33,612	24,260	22,920	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	78,398	92,153	29,816	44,819	38,566	41,330	—	—	—	—
10 年 超	217,232	218,591	160,692	164,389	56,540	54,202	—	—	—	—
期間の定めのないもの	37,489	33,864	31,100	27,633	2,954	2,796	—	—	—	—
そ の 他	15,527	14,501	166	168	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	744,979	783,884	341,755	352,441	224,181	222,371	0	—	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 信用リスクエクスポートナー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。

3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートナーは含まれていません。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

II 連結における事業年度の開示事項 ~定量的な開示事項~

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	84	519	△40	479
個別貸倒引当金	26	3,254	124	3,378
合計	110	3,773	84	3,857

ハ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	△14	186	2,409	2,595	22	—
農業、林業	—	3	—	3	—	0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	4	△21	48	27	4	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9	8	13	21	1	—
卸売業、小売業	△49	28	54	82	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	114	△108	456	348	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	2	9	11	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	△6	20	19	39	—	1
生活関連サービス業、娯楽業	0	9	16	25	—	—
教育、学習支援業	—	—	0	—	—	—
医療、福祉	△12	11	—	11	—	—
その他のサービス	△7	0	7	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	△21	△3	209	206	0	3
合計	26	124	3,254	3,378	27	5

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	—	171,194	—	178,681
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	29,410	100	27,970
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	37,851	158,615	37,937	186,700
35% (抵当権付住宅ローン)	—	25,605	—	24,809
50% (格付適用債券、3ヵ月以上延滞債権)	76,882	13	91,387	12
75% (中小企業等・個人向け債権)	—	105,225	—	100,168
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3ヵ月以上延滞債権等)	17,254	119,692	14,860	118,336
150% (3ヵ月以上延滞債権)	—	530	—	183
250% (繰延税金資産、バーゼルⅢ適格資本等)	—	2,602	—	2,734
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	—	—	—	—
その他(上記区分に該当しないもの)	—	—	—	—
合計	744,979		783,884	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 3ヵ月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。

4. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤー	2,974	2,611	29,803	32,495	—	—

- (注)1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.連結される子会社及び子会社等においては、リスク削減手法を適用していませんので、開示額は単体と同様です。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートジャヤ方式	カレント・エクスポートジャヤ方式	
グロス再構築コストの額	0	—	
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	0	—	

	担保による 信用リスク 削減手法の 効果を勘案する前の 与信相当額	担保による 信用リスク 削減手法の 効果を勘案した後の 与信相当額	2019年度		2020年度	
			2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
① 派生商品取引合計	0	—	0	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	0	—	0	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	0	—	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポートジャヤに関する事項

■ 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャヤに関する事項)

該当ありません。

□ 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャヤに関する事項)

①保有する証券化エクスポートジャヤの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポートジャヤ(再証券化エクスポートジャヤを除く)

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートジャヤの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

b.再証券化エクスポートジャヤ

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートジャヤの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポートジャヤ(再証券化エクスポートジャヤを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートジャヤ残高		所要自己資本の額	
	2019年度		2020年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注)1.所要自己資本の額=エクスポートジャヤ残高×リスク・ウェイト×4%

2.「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポートジャヤ

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポートジャヤに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポートジャヤの保有はありません。

II 連結における事業年度の開示事項 ~定量的な開示事項~

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,505	3,505	4,127	4,127
非上場株式等	3,555	—	3,518	—
合 計	7,060	—	7,645	—

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	0	80
売却損	152	19
償却	250	—

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	676	1,419

二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ロック・スルー方式を適用するエクspoージャー	49,356	51,920
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVA		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	21,008	20,546	720	328
2	下方パラレルシフト	0	4	50	32
3	ステイプル化	16,572	17,009		
4	フラット化	0	2		
5	短期金利上昇	3,400	2,454		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	21,008	20,546	720	328
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	46,941		46,491	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。